

大阪広域水道企業団訓令第3号

部内一般

大阪広域水道企業団当直規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月24日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="247 696 344 730">附 則</p> <p data-bbox="156 763 360 797">1・2 （略）</p> <p data-bbox="156 797 783 954">3 四條畷水道センターにおいて実施する当直に対する第4条第1項の規定の適用については、当分の間、<u>同項中「第1条第2項の規定により当直の」とあるのは「当直の」とする。</u></p>	<p data-bbox="901 696 999 730">附 則</p> <p data-bbox="805 763 1010 797">1・2 （略）</p> <p data-bbox="805 797 1442 1429">3 四條畷水道センターにおいて実施する当直に対する<u>第1条第1項、第2条及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第1条第1項中「指定する日」とあるのは「指定する日（以下「休日等」という。）」と、第2条中「宿直の勤務時間は退庁時限から翌日の登庁時限まで、日直の勤務時間は登庁時限から退庁時限まで」とあるのは「宿直の勤務時間は退庁時限（勤務の始めが週休日（大阪広域水道企業団就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）第8条第1項及び第9条に規定する週休日をいう。）又は休日等（以下「週休日等」という。）の場合は午後5時）から翌日の登庁時限（勤務の終わりが週休日等の場合は午前9時）まで、日直の勤務時間は午前9時から午後5時まで」と、第4条第1項中「第1条第2項の規定により当直の」とあるのは「当直の」とする。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。